

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成26年12月26日開催）

付議事案名：「国立市パブリックコメント手続に関する指針」の策定について

提案課 政策経営部政策経営課

議事要旨公開・時限非公開の別

① 決裁後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

② （庁議で集約）後公開します

1. 付議事案の概要

（付議目的）

パブリックコメント手続については、現在、市として統一的基準を設けておらず、各課の判断により実施の有無、期間、方法等任意で運用している。多摩26市では17市が何らかの基準を設けており、市として情報公開の課題の1つとなっていることから、市としての統一基準として指針を策定するため付議する。

（経過及び現状）

平成26年第1回定例会、第3回定例会一般質問にて「平成26年中に策定する」旨の答弁
平成26年12月25日 理事者説明

（具体的な措置）

国立市パブリックコメント手続に関する指針（案）のとおり策定し運用していく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【質疑等】

・指針のなかでは、市民等から意見を求めると定義されているが、市外の方も含めることができるか
⇒利害関係者は、必ず入れるべきと考えるが、市外の方を含めるかどうかは、対象とする案件に応じて、各担当課で判断していただければ良いと考えている。

【指示事項】

・文言等を整理したうえで、指針の位置づけを明確にすること。
・表現方法について、庁内の意見も集約し整理すること。

2. 集約

指示事項を含め更なる検討が必要であることから、継続審議とする。